

○採血の業務の管理及び構造設備に関する基準（抄）

（平成十五年厚生労働省令第百十八号）

（手順に関する文書）

第六条 採血事業者は、採血所ごとに、採血に係る業務及び次条から第十条までに規定する業務（以下「採血所における業務」という。）を適正に行うため、自己点検、苦情処理、採血によって献血者等の健康が害された場合の措置及び教育訓練の手順に関する文書（以下「手順に関する文書」という。）を作成し、備え付けなければならない。

（採血によって献血者等の健康が害された場合の措置）

第九条の二 採血事業者等は、採血によって献血者等の健康が害された場合は、あらかじめ指定した者に、手順に関する文書に基づき、次の各号に掲げる業務を行わせなければならない。

- 一 採血によって健康が害された献血者等を適切に処遇すること。
- 二 採血によって健康が害された献血者等の処遇の状況に関する記録を作成し、その完結の日から五年間保存すること。

（採血によって健康が害された献血者等に対する補償措置）

第十条の二 採血事業者は、あらかじめ、採血所ごとに、採血によって献血者等に生じた健康被害の補償のために、必要な措置を講じておかななければならない。